

justax

No.69

APR'99

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

仕入税額控除で初の一部取消し! 非公開裁決

——●社会通念上当然に要求される程度の努力とは?●——

消費税法第30条7項では、帳簿及び請求書等（帳簿等）の「保存」を仕入税額控除の要件としていますが、ここにいう「保存」には「提示」を含むというのが課税庁の解釈であり、裁決・判例においても同様の判断が示されています。

国税庁の『仕入税額控除の対象となる法定帳簿又は法定請求書等の保存・提示の意義及び記載内容の軽微な瑕疵の取扱い』と題する内部通達においては、『帳簿等の提示を拒む等非協力的な場合で、仕入税額控除をするためには帳簿等の保存が必要であることを再三にわたって教示したにもかかわらず仕入れに係る帳簿等を保存しない場合』に否認できるとされていますが、この通達は公開されておりません。

今回、税理士情報ネットワーク（略称TAINS）の会員から税法データベース編集室に、『課税庁は、帳簿等の提示について社会通念上当然に要求される程度の努力を行ったと認めるに足りないから帳簿等の保存がないと認定するには不十分であった』として仕入税額控除の適用を認め、更正処分の一部を取り消した非公開裁決が、提供されましたので紹介します（平10.6.19関信審裁決）。

【事案の概要】

◎青物卸売業を営む審査請求人Xは、平成6年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税の確定申告につき、仕入税額控除を全額否認する更正処分と過少申告加算税・重加算税の賦課決定処分を受けました。

請求人Xは、課税標準及びこれに対する消費税額については争わず、原処分庁が帳簿等を提示しなかったことを理由として認めなかった仕入税額控除については、前調査担当職員に平成6年の途中まで記録した帳簿等を提示したところ、同職員はこの書類を預かって持ち帰り、その後返還している事実から帳簿等の保存がされていることは承知しているはずであると主張し、また、調査担当職員が第三者の立会いがあることを勝手に推測してXの自宅に臨場せず、帳簿の調査をしなかったことを理由に課税処分の一部と過少申告加算税の全部取消しを求めました。

【審判所の判断】

課税庁が、帳簿等の保存がないと認定するためには、帳簿等の保存状況を確認するために社会通念上当然に要求される程度の努力を行ったにもかかわらず、その保存の確認を行うことが客観的にみてできなかったと

認められる場合に肯定されるべきものと解するのが相当である。

◎原処分庁は、文書及び電話で調査への協力を求め、仕入税額控除に係る帳簿等の提示がない場合には、仕入税額控除の適用ができない旨説明しているのみで、請求人Xに直接接して自ら調査日時を設けるなど積極的に帳簿等の提示要求をしたとは認められない。

さらに原処分庁は、請求人が実質的に帳簿の提示を拒否したとみているが、請求人は自宅での調査を要望し、希望調査日を告げているが、調査担当職員は第三者の立会いがあれば守秘義務の関係で調査は進められない旨回答し、その後一度も面接しなかったことが認められ、この程度の確認状況からでは、請求人が帳簿等の提示に応じなかったと認定するには不十分であったといわざるを得ない。

また、前調査担当職員は、請求人から「原始記録一式」を預かった事実があり、その内訳は明らかでないが、少なくとも前調査担当職員には帳簿等を提示したと認められ、審判所としては確認し得る状態にあったと判断せざるを得ない。

（資料提供 税法データベース編集室）